

議事要旨(4) IASB公開草案「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用 IFRS第4号の修正案」へのコメント対応等

冒頭、新井副委員長より、有配当契約に関する 2015 年 10 月から 2016 年 1 月にかけての IASB の審議状況の概要説明を行ったうえで、IASB 公開草案「IFRS 第 9 号『金融商品』の IFRS 第 4 号『保険契約』との適用 (IFRS 第 4 号の修正案)」(以下、本 ED という。)へのコメント・レター案についてご了承を頂くための審議を行う旨の説明がなされた後、丸岡専門研究員より審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - コメント・レターの内容を基本的に支持する。
 - 本 ED において質問 4 (IFRS 第 9 号の適用の一時的免除) は最も重要と考えられるが、このコメント・レターでは回答していない。しかし、これは、日本においては IFRS を適用している保険会社が少ないゆえに、現実感を持ってコスト分析ができないという理由のためであり、同質問にコメントしないことは納得できるものと考えている。
 - 質問 6 (IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の期限満了日) に対するコメントは、重要な内容であり、強く支持する。2016 年 2 月の IASB 会議では、バロツティング・プロセスに入ることが承認され、審議が終了することが見込まれている。IASB により起草される会計基準については、内容の理解可能性とその実行可能性、加えてその会計処理の結果が有用な財務情報を提供することとなることが重要である。特に理解可能性に関して、2013 年の改訂公開草案は、公表前のレビューで指摘された箇所に対する修正が不十分であったり、暫定決定された内容を修正した箇所の背景が不明であったりしたため、多くの市場関係者がその解釈に手間取った。これを改善するには、今後の基準の草案段階において、基準の内容やその背景が分かるように、IASB の関係者と十分な協議を行うことが重要と考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 説明の中で質問 4 に対してコメントしない理由は理解したが、コメント・レターの全体概要の 2 段落目において、質問 4 に回答しない旨及びその理由を追記した方が良いのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ご指摘を踏まえ、コメント・レターの冒頭の記載において、質問 4 に回答していない旨及び理由を明記するように修正させていただく。

以上の結果、記述を一部追加したうえで、コメント・レターを IASB に送付することが了承された。

以 上